

九戸城流鏑馬実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、九戸城流鏑馬実行委員会(以下「会」という。)という。

(目的)

第2条 かつて南部地方と呼ばれたこの地は、旧藩以前から南部馬の産地として名を馳せてきた。とりわけ南部政実の4代前の光正が明応年間(1492～1501年)に築城した九戸城は騎馬戦に秀でた九戸政実が有名であり多くの歴史ファンもこの地に訪れる日本でも有名な城跡である。

また、城も東北地方の中世の城と近畿地方の近世の城の特色が見られ、地形を活かし曲線的な九戸城の中に直線的に改修された福岡城の部分があることでも有名である。

会は

一) この歴史的背景を大切にし、次世代の子供達への地域への感心を深め 二戸住民である事の自信と誇りを作り出し、この大切な歴史背景を語り継がせる事。

二) 1591年(天正19年)九戸の乱から420年あまり、現在は国指定史跡として整備が進んでいる九戸城跡。この史跡を中心に、二戸の地域資源を生かした新たな観光資源を創出していく事。

三) より発展・継続させる事、定着化させる事。
を目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基本計画および事業実施計画の策定に関する事。
- (2) 上記計画に基づく事業の実施に関する事。
- (3) 流鏑馬や馬事普及を通じた観光・宣伝・地域ネットワークづくり
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 会員 この委員会の目的に賛同して入会した個人及び団体

第2章 役員等

(役員)

第5条 会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名、副委員長 若干名、監事 1名
- (2) 委員長は、委員の中から互選する。
- (3) 副委員長および監事は、委員長が委員の中から指名する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、会を代表し、その会務を統括する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代行する。

(3) 監事は、会計その他の事務を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は、第2条に掲げる目的が達成されるまでとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

(報酬等)

第8条 役員の報酬は無給とする。ただし、旅費等を支払うことができる。

第3章 会議

(会議)

第9条 会議は、委員長、副委員長、監事をもって構成する。

(権能)

第10条 会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 基本計画および事業実施計画に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 規約の制定および改廃に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

(招集)

第11条 会議は、委員長が招集し、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議長)

第12条 会議の議長は、委員長が指名する。

(議決)

第13条 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専決処分)

第14条 委員長は、会議を招集するいとまがないときは、会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

(2) 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを会議に報告し承認を求めなければならない。

第4章 会計

(経費)

第23条 会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費 会議にて年度毎の会費を定める
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 助成金・補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他収入

(会計年度)

第24条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(決算)

第25条 会の決算は、会計年度終了または事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

第5章 解散

(解散)

第26条 会は、その目的が達成されたときに解散する。

(2) 会が解散する際に剰余金が生じた時は、会議で協議により、この団体と類似の事業を目的とする法人・団体又は国若しくは地方公共団体に寄付する。

第6章 補則

(補則)

第27条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

付則

(1) この規約は、平成23年2月1日から施行する。

(2) 第25条の規定に関わらず、会設立年度に係る会計年度については、設立日から翌年の3月31日までとする。

(3) 所在地は、岩手県二戸市上斗米字上平26-3に置く。(委員長 小舘秀樹自宅とする。)

附則

1 この規約は2011年2月1日から施行する。

2 設立当初の役員の任期は第5条の規定にかかわらず2012年3月31日までとする。

3 この規約の一部を改定し、2013年4月13日から施行する。

4 この規約の一部を改定し、2015年4月25日から施行する。

5 この規約の一部を改定し、2016年4月24日から施行する。

6 この規約の一部を改定し、2017年4月22日から施行する。

7 この規約の一部を改定し、2018年4月21日から施行する。